

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

(令和7年3月19日策定)

男女ともに職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2 現状及び課題

- ・女性職員(臨時職員を除く。以下同じ。)の平均継続勤務年数が10年に達しておらず、男性職員の平均継続勤務年数の2～3割にとどまっている。
- ・職員全体に占める女性職員の割合に対して、管理職の女性職員が少ない。
- ・出産・子育て等と仕事の両立が難しいと考える職員が多い。

3 目標と取組内容・実施時期

目標 1 女性職員の平均勤続年数向上を目指します
(現状 8.8年 ⇒ 9.8年)

<実施時期・取組内容>

- ◆ 令和7年4月～ 子育てや介護をしながらでも継続して働くことができる職場環境を作るため、人事・労務の制度見直しを行う。
- ◆ 令和7年4月～ 育児休業・介護休業などの制度について、わかりやすいパンフレットを作成し、全職員に周知する。
- ◆ 令和7年4月～ 現行のメンター制度で、職員のキャリア形成を支援する。

目標 2 課長職以上における女性割合の向上を目指します
(現状11.1% ⇒ 15.0%)

<実施時期・取組内容>

- ◆ 令和7年4月～ 課長昇任試験の受験資格のある職員に対して聞き取り調査を行い、問題点を洗い出す。
- ◆ 令和7年4月～ 昇任試験を受験しやすい職場環境を醸成するため、役職者向けに研修を行う。